

# 公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の 一部を改正する省令概要

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行等に伴い、縦覧に係る規定の削除を行うほか、引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式等について所要の規定の整備を行う。

※以下、説明において次の略称を用いることとする。

改正法：公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）

公選法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

公選則：公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）

在外則：在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）

## 1. 改正の概要

### (1) 縦覧に供する書面の様式の規定の削除（公選則第 2 条・別記第 3 号様式、在外則第 2 条・別記第 3 号様式関係）

改正法により、縦覧制度が廃止されたことに伴い、縦覧に供する書面に関する規定等を削除する。

### (2) 引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の様式の改正（公選則別記第 4 号様式の 3 関係）

改正法により、同一都道府県内において市町村を単位として 2 回以上住所を移している選挙人も当該都道府県の議会の議員又は長の選挙権を有することとされたことに伴い、引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書様式中の文言について所要の改正を行う。

### (3) 期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式の改正（公選則別記第 10 号様式関係）

改正法により、期日前投票の事由に、選挙の当日「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」が追加された（公選法第 48 条の 2 第 1 項第 6 号）ことに伴い、期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式中に、当該事由を追加する。

### (4) 不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式の改正（公選則第 9 号様式の 2、第 13 号様式の 6、第 13 号様式の 7 の 2 関係）

公選法第 9 条第 3 項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有している者が、当該選挙において、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の請求をする場合に、当該請求の請求書に引き続き都道府県内に住所を有することの確認の申請を行う旨を記載することができるよう、当該請求書の様式等について、所要の改正を行う。

### (5) その他、所要の規定の整備を図る。

## 2. 施行期日

改正法の施行の日（平成 29 年 6 月 1 日）